

目 次

令和 5 年 6 月 2 7 日（火曜日）

議事日程（第 1 号）

開議（午前 9 時 3 0 分）

招集告示 1

議会運営委員会委員長報告 1

開会、開議 5

諸般の報告 5

会議録署名議員の指名 5

会期の決定 5

閉会中の継続調査結果報告 6

（総務建設常任委員会） 6

（教育民生常任委員会） 9

委員長報告に対する質疑 1 4

（総務建設常任委員会） 1 4

（教育民生常任委員会） 1 5

議案の上程、提案理由の説明 1 5

（議案第 1 号～同意第 1 号）

休憩（午前 1 0 時 3 7 分） 2 1

再開（午前 1 0 時 5 0 分） 2 1

提案理由に対する質疑 2 1

（議案第 1 号～同意第 1 号）

委員会付託（議案第 1 号～議案第 8 号） 2 6

採決（同意第 1 号） 2 6

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号） 2 6

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号） 2 8

討論、採決（発議第 1 号） 2 8

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号） 2 8

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号） 3 0

討論、採決（発議第 2 号） 3 0

議案の上程、趣旨説明（発議第３号）	３５
趣旨説明に対する質疑（発議第３号）	３７
討論、採決（発議第３号）	３７
議案の上程、趣旨説明（発議第４号）	３９
趣旨説明に対する質疑（発議第４号）	４１
討論、採決（発議第４号）	４１
請願（請願第１号）	４３
散会（午前１１時５０分）	４３

令和 5 年 6 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 56 号

令和 5 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5 年 6 月 20 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 5 年 6 月 27 日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 5 年 6 月 27 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 5 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、補正予算関係が 2 件、条例関係が 5 件、人事案件が 1 件、その他 1 件の合計 9 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 6 月 20 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 6 月 20 日、9 時 30 分より委員会室におきまして、6 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

会期でございますが、本日 27 日から 30 日までの 4 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査結果について、各常任委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行いたいと思います。

次に、執行部より議案第 1 号から議案第 8 号および同意第 1 号までを一括して提案理由の説明を受けまして、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 8 号を各常任委員会に付託したいと思います。

次に、同意第 1 号の採決を行います。

次に、発議第 1 号 学校給食費の無償化を求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、発議第 2 号 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、健康保険証の存続を求める意見書について趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、発議第 3 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、発議第 4 号 福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理について海洋への放出に反対する意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

続いて、請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書に関する請願書を教育民生常任委員会に付託いたします。

本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いしたいと思います。

28 日から 29 日は休会といたします。

30 日は付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑をお願いいたします。

続きまして、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 6 月 16 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 1 号から議案第 8 号までの討論、採決をお願いいたします。

次に、請願第 1 号の討論、採決をいたします。

最後に、議員の派遣についてと、閉会中の継続調査申し出についての採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただきまして、6 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 30 日までの 4 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

令和5年6月27日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第1号

別紙のとおり

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告を行います。

町長より業務報告を受けております。配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

監査委員より検査の報告を受けております。配布いたしておりますので、朗読は省略いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、7番 大野一行君、8番 鈴木美香君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、6月27日から6月30日までの4日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 30 日までの 4 日間と決しました。

閉会中の継続調査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

令和 5 年 6 月 8 日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

総務課から 4 点説明がありました。

1 点目、価格高騰応援商品券支給事業について、原油・物価高騰の影響を受けている町民、町内事業者を支援するため、土庄町商工会に委託をして、全町民を対象に、支給額を 1 人当たり 3 千円分の商品券を支給すると説明がありました。

委員から、土庄町商工会に委託するとお金がかかるので、商品券よりも 3 千円を入金したほうが費用がかからないのではとの質問に、「町民の経済的負担を緩和するとともに、町内の消費喚起という目的を達成するためには、町から渡した給付金が使われる体制を整えるために商工会に委託をして、町内消費に使っていただくことを考えている」と、回答がありました。

2 点目、旧土庄高校跡地整備事業について、6 月に最初の工区の入札公告を実施し、順次工事を発注、施工、年度末の全工事の竣工を目指しており、今後、近隣住民の方々と協議しながら進めていきたいと説明がありました。

委員から、土庄町多目的交流施設の両サイドの広いところは、使用目的が決まっているのかとの質問に、「具体的に使用目的は決まっていない。土庄町多目的交流施設の向かい側については、駐車場として利用。旧テニスコートについては、一部駐車場と放課後子ども教室や放課後児童クラブの子どもが遊ぶエリアに使うことを考えている」との回答がありました。

3 点目、道路照明灯電気料金未払い事案について、旧庁舎と土庄郵便局の間の公衆トイレを土庄町が管理していたが、電気代は香川県が払っていた。もともとの施設が、県管理港湾内の公衆トイレ施設であったため、移築の度に設置当時の電気の架線も踏襲され、電気契約については、県の契約のままになっていると判明した。電気契約には、公衆トイレおよび旧庁舎の駐車場内の街灯も含まれているため、138 万円弱の未払い分を支出するとの説明がありました。

4 点目、旧戸形小学校跡地に係るサウンディング型市場調査の実施結果について、現地見学にきた企業が 8 社、そのうち 4 社により事業提案があった。居住施設の提案が 1 件、宿泊・観光系施設の提案が 3 件となっている。居住施設については、戸建て住宅やマンションを建てて分譲するといったもの。宿泊・観光系施設は、高付加価値を求める旅行層をターゲットにした宿泊施設といったものだった。

事業者から、その立地やロケーションについて高い評価を得ていることから、旧戸形小学校跡地の市場性は高いものと判断することができた。地元の同意を得ずに進めることはできないと考えているので、代替案を提示しながら地元との協議を進め、民間事業者による利活用に向けた課題を整理していくと説明がありました。

委員から、企業の提案は、建物を全部潰して新たに建て替えるということかとの質問に、「基本的にはそういう提案が多かった」との回答がありました。

また、委員から、そもそも旧戸形小学校の使い方を提案してもらうもので、それをするというものではなかったと思う。こういう使い方ができるという調査をして、今後、住民との対話をして進めていくという理解でいいのかとの質問で、「そのとおりである」との回答がありました。

次に、企画財政課から 1 点説明がありました。

辺地対策事業債を活用するため、各辺地に係る公共施設の総合的な整備に関する財政上の計画、いわゆる総合整備計画を変更する。

辺地に係る総合整備計画とは、旧小学校区単位の町全域 7 辺地ごとに策定しており、現在の計画は令和 4 年度に策定し、令和 8 年度までの 5 カ年の計画となっている。今回の変更により、計画に新たに計上する事業として、令和 5 年度当初予算に計上している大鐸こども園建設事業、高規格救急自動車購入事業の 2 事業である。計画に計上する事業については、今後にも必要に応じて変更を行うと説明がありました。

次に、税務課から 1 点説明がありました。

令和 5 年度（後ほど、訂正あり）から、森林環境税が国内に住所のある個人に対して課税され、税額は、1 人当たり年額 1 千円、徴収方法は、個人町県民税の均等割と併せて徴収される。

その用途は、都道府県においては森林整備を実施する市町村の支援に、市町村においては、間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発等に使われるとの説明がありました。

次に、建設課から 7 点説明がありました。

1 点目は、沖之島離島架橋事業の進捗状況について、契約した工事概要、工程等の説明がありました。

2 点目は、町道要鉄川西線道路改良事業について、永代橋交差点側の庁舎進入の道路拡幅計画は、令和 6 年 1 月ごろに道路改良工事の着手となる予定と説明がありました。

3 点目、刈崎都市下水路事業について、昨年度より県道屋形崎小江刈崎線内に、雨水をポンプ場へ導くために管路を布設する工事に入っており、工事の影響による地下の水位調査等は継続して実施し、経過を観測していくと説明がありました。委員から、住宅密集地なので細かい対応をお願いしたいとの意見がありました。

4 点目、東元浜ポンプ場整備事業について、場所は土庄第二体育館裏側になり、旧土庄高校跡地の約 3 分の 2 の面積の雨水を集水し、水中ポンプ 2 基で排水する計画。今後、同敷地内で旧土庄高校跡地造成事業も実施されるので、庁内の関係課と連携を密にし、安全かつスムーズに事業を進めていきたいと説明がありました。

5 点目、土庄町立地適正化計画について、今年度は、昨年度行った方針の検討などを踏まえて都市機能や居住の誘導区域など、誘導施設の検討を行い、誘導するための施策を取りまとめた上で、本計画の案を作成する。町民説明会やパブリックコメントなど、町民の皆さんの意見を伺いながら本計画を作成したいと説明がありました。

委員から、令和 5 年の 726 万円は何に使うのかと質問があり、「今後、土庄町が国の補助金や起債を活用して事業を進める場合に必要となる立地適正化計画の作成委託費用」と、説明がありました。

6 点目、行者原住宅建替事業について、老朽化した改良住宅の建て替えを目的としており、現在 24 戸ある住戸を建て替え 13 戸、改修 1 戸と規模縮小してまとめる配置とする。それぞれ住戸内は、ほとんど段差のない仕様としており、開口幅もできるだけ余裕をもって確保しようとして考えている。

委員から、6 戸減るが問題ないのかとの質問に、「現在、空き家となっている部分があるので、減っても問題ない」との回答がありました。

7 点目、照明灯 LED 化事業について、電気料金高騰により運営に影響を受けている自治会の電気料金負担を軽減するため、自治会が所有する従来型照明灯 922 基を LED 照明灯に交換する経費を補助すると説明がありました。

委員から、要望があれば 922 基すべて LED 化するのかとの質問に、「そのとおりである」と、回答がありました。

次に、農林水産課からは 2 点説明がありました。

1 点目は、漁港照明灯 LED 化事業について、昨今の電気料金の高騰が漁業組合運営に影響を及ぼしていることから、組合が管理している照明灯を消費電力の少ない LED 照明灯に交換することで電気料金を抑制し、組合の負担を軽減し

ようとするものとの説明がありました。

2点目、唐櫃漁港海岸整備事業について、唐櫃漁港背後の民家や農地等を高潮による浸水から防護するため、護岸の嵩上げや、胸壁の整備等行うものである。事業計画期間は、令和4年度から令和8年度の5カ年（後ほど、訂正あり）で整備を進めていく予定。今年度は、実施設計業務を行う予定との説明がありました。

商工観光課からは、地域雇用活性化推進事業について説明がありました。

具体的な取り組み内容として、企業向けに事業所の魅力向上、事業拡大の取り組み、求職者向けに人事育成の取り組み、企業と求職者のマッチングによる就職促進の取り組みの3本柱となっている。

令和4年度の実績として、この事業を利用した企業は70社。そのうち、採用決定までに至った事業者は13社あり、就職決定者は14名となっている。

雇用の維持は移住・定住と表裏一体となっているので、島が持続的であるためには、雇用の促進がかかせない施策であるため、本事業を通して島内の雇用促進を図っていききたいと説明がありました。

そのほか、第41回小豆島まつりとタートルマラソンの報告がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

2点ほど訂正させていただきたいと思います。

税務課の説明のところで、令和6年度のところを令和5年度と言ってしまいました。令和6年度から、森林環境税が国内にある、住所のある個人に対して課税されるというものです。

次に、農林水産課の2点目の説明のところで、事業計画企画は令和4年度から令和8年度の5カ年で整備を進めていく予定です。すみませんでした。申し訳ございません。

○総務建設常任委員長（小川務君）

農林水産課の今の2点目のところなんですけども、事業計画期間は令和4年度から令和8年度の5カ年で整備を進めていく予定になっております。申し訳ございません。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

それでは、教育民生常任委員会の報告を行います。

まず、教育総務課から、奨学金及び奨学金返還 U ターン支援補助金について、大学生等特別給付金について、大鐸こども園建設工事実施設計業務の 3 点が報告されました。いずれも、先の 3 月議会で、議決された内容です。

まず、1 点目は、奨学金及び奨学金返還 U ターン支援補助金について説明がありました。

条例改正により大学、短大、専門学校、医療従事者養成所等の修学への奨学金を一本化し、月額 5 万円になっています。連帯保証人について、原則一人は保護者、もう一人は香川県内に住所を有する成年者でしたが、やむを得ない場合には、保護者以外でも可能になりました。令和 5 年度の申込者は 40 名。予算は 31 名分なので、補正が必要と説明がありました。

次に、奨学金返還 U ターン支援補助金交付要綱について、大学等卒業後に、本町に住民票があり、郡内の事業者で就業している者に対しては、奨学金を返還中または返還が終了した年度から 1 年以内の期間において、返還した奨学金相当額を補助金として交付すると説明がありました。例えば、令和 5 年度中に返還される奨学金に対して、翌年度の令和 6 年度に補助金を交付することで実質的に返還を免除することになります。令和 6 年度の見込みは 6 名です。

委員より、所得制限はあるのかと質問があり、「児童手当と同様」との答弁がありました。

物価高騰による金額の引き上げはあるのかとの質問があり、「これについてはない」と答弁がありました。

返済中のトラブルや滞納はあるのかとの質問には、「滞納者は 1 名で、返済計画に応じて納入されている」との答弁がありました。

奨学金の原資は、との質問には、「一般財源」との答弁がありました。

2 点目は、大学生等特別給付金について説明がありました。

対象は、保護者が町内に住所を有する大学、短大、専門学校および専修学校の在学学生および令和 4 年度の卒業生が対象になります。金額は 1 万円を給付し、申請期限は 9 月の末です。5 月末時点での申請は、77 名との説明がありました。

委員より、対象者の人数、未申請者の状況は、との質問があり、「すべて把握することができないため、概算で 400 名程度予算を組んでいる」と答弁がありました。

周知の方法についての質問には、「広報誌とホームページを利用。防災無線も検討する」と、答弁がありました。

3 点目は、大鐸こども園建設工事実施設計業務について説明がありました。

築 56 年で老朽化が進み、子どもが生活するうえで健康上、安全上の心配がある。今後の園児見込み数等も考慮し、再整備が必要と判断したと説明がありました。

整備計画は、昭和 41 年建築の古い園舎を取り壊し、その横の昭和 52 年建築の遊戯室、平成 13 年建築の調理室および保育室をリフォームし、保育室、職員室等を新たに増築する。建築費の概算金額は、四海こども園を参考に、増築面積を 250 m²に対し、増築費は約 7500 万円。解体費は、約 910 万円。園庭の整備費を含め約 1 億円弱。ただし、物価、人件費の高騰で、実施設計の積算を試みなければ分からない状況と説明がありました。また、リフォーム予定の建物も、設計業者による現地診断や、今後の修繕必要金額を精査しながら、実施設計業務を進める。なお、修繕費が多額となる場合は、全棟取り壊しも検討すると説明がありました。

委員より、国の補助金の対象なのかとの質問があり、「辺地債を利用したい。交付税バックが 8 割の有利な起債である」と、答弁がありました。

続きまして、生涯学習課からの説明にうつります。

生涯学習課からは、野外活動センターの休止について説明がありました。休止の理由は、施設の老朽化と利用者数の低迷、管理体制がなく維持管理費用も高額になっていることなどが理由だと説明がありました。また、代替地施設として YMCA 余島野外活動センターをはじめ、小部・田井海水浴場、マリノリゾート小豆島などが利用可能ではないかと考えている。休止時期については、地元や関係団体等に説明し、7 月をめどに進めて行く。なお、地元の滝宮自治会には既に説明していると報告がありました。

委員より、廃止でなく、休止になっている理由は、との質問があり、「建物の財産処分の関係で、一旦休止し、将来的には廃止を考えている」と、答弁がありました。

休止中の施設管理は、との質問には、「入り口を一旦締め切る。危険な遊具等は可能な限り先行して撤去し、皇踏山への山道は、林道を可能な範囲で利用する」と、答弁がありました。

生涯学習課から、併せて公民館の窓口時間の見直しについて報告がありました。各公民館の窓口時間を 8 月 1 日より、8 時 30 分から 17 時で統一したいとのことでした。今年の 2 月から 4 月にかけて、各公民館の時間ごとの窓口利用状況の調査を実施し、調査の結果、夕方 17 時から 17 時 15 分までの窓口利用者は極めて少ないことを確認したと報告がありました。

続きまして、健康福祉課からは 3 点報告がありました。

1 点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてです。ここでは、2 つの事業を実施したいと考えているとのことでした。

1 つは、価格高騰重点支援給付金事業の実施について説明がありました。電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けた低所得世帯への支援金給付になります。給付対象者は、(1) 令和 5 年度の町民税が非課税である世帯、(2) 非

課税であり、被扶養者となっている世帯、(3) 課税されているのが、令和 5 年 1 月以降で家計が急変し、非課税相当と判断できる世帯、(4) 家計急変世帯であり、被扶養者となっている世帯。このいずれかに該当していることが条件で、6 月 1 日時点で、土庄町に住所があることが前提になります。

対象世帯は、町民税非課税世帯が 2199 世帯、被扶養者のみの世帯が 215 世帯、家計急変世帯が 10 世帯を見込んでいるとのことでした。

給付額は、非課税世帯と家計急変世帯に 3 万円、被扶養者となっている場合は、価格高騰緊急支援拡大給付金と同じく、半額の 1 万 5 千円とのことでした。

給付までの流れは、町が、給付金で口座情報を把握している住民は、通知後、口座変更がない場合、プッシュ型で振り込む。今年度対象となった世帯と家計急変世帯の場合は、申請してもらい書類の提出後に振り込むとのことでした。

事業の開始は 8 月 1 日を予定しており、申し込み・申請期限は、これまでの給付金同様 3 カ月とし、10 月 31 日となります。

もう 1 つは、価格高騰対策補助事業の実施について説明がありました。

こども食堂やフードバンクなど、生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組む団体を支援し、安定的な運営の維持を図ることで、価格高騰の影響を受けた世帯の負担を軽減するため、補助金を交付するものです。

対象者は、土庄町において活動している法人、福祉法人や社団法人で、補助金額は 1 団体にあたり 10 万円。事業開始は 7 月とし、準備ができ次第進めるとのことでした。

委員より、過去の給付金は、対象者全員に行き渡っているのかとの質問があり、「令和 4 年度の非課税世帯は 95.13%、価格高騰支援給付金 5 万円は 97.42%、2 万 5 千円の拡大給付金は 98.05%になっている。100%に近付けるよう努力したい」と、答弁がありました。

価格高騰対策補助事業の対象法人の件数は、との質問については、「子ども食堂で 1 団体、フードバンク 1 団体となっており申請が必要です」と、答弁がありました。

高齢者も多いので、申請期限を延ばすことはできないかという問いには、「検討する」と、答弁がありました。

健康福祉課の 2 点目は、産後ケア交通費助成事業について説明がありました。

産後ケアとは、出産を終え、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。今回、この事業を利用する際の交通費の一部を県とともに、土庄町も助成します。対象者は、土庄町に住所を有する産婦。助成内容は、産後ケア事業を利用するにあたり要した交通費。助成金額は、片道の交通費 1 回につき 1 万 4 千円を上限とし、対象者 1 人につき 10 回まで申請により助成する。町が産婦に費用を助成し、町が助成した費用の 2 分の 1 を香川県が

町に助成すると説明がありました。

実施は、本年 7 月からを予定しているが、4 月までさかのぼり助成することです。

委員より、産後の期間はいつまでかとの質問があり、「要綱上は、産後 1 年未満となっている」と答弁がありました。

産後ケア事業の利用実績はどれくらいあるのかとの質問には、「日帰りで、1 回の利用がある」との答弁がありました。

健康福祉課の 3 点目は、香川県子ども医療費助成事業の拡充に伴う条例改正について説明がありました。

県の助成制度の対象が、これまでの「未就学児（6 歳）まで」から「小学 3 年生（9 歳）まで」拡充され、所得制限も撤廃されたことから、「土庄町子どもに対する医療費助成条例」を改正するものです。それに併せて、「土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例」および「土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例」の所要部分についても改正があるとのことでした。

9 歳まで県が助成するので、10 歳以上を町が助成することになります。拡充される対象児童は、4 月 1 日現在で 295 名になっていると説明がありました。

続きまして、住民環境課からは 2 点報告がありました。

1 点目は、土庄町御影浄苑基幹的設備改良工事の進捗についてです。

稼働から約 32 年が経過する老朽化した基幹設備を、今後の将来人口推計を基に、処理適性の確保および環境負荷の低減に向けて循環型社会形成交付金を活用して基幹的設備改良工事を行うとのことでした。令和 7 年度までの 3 カ年を工期とし、現行の処理体制を稼働させながら改良工事を行います。令和 4 年度は発注支援業務を行い、令和 5 年度は改良工事（性能発注）の入札を公告しているとのことでした。

委員より、基幹改良工事によって何年くらい施設の使用期間が延長できるのかとの質問があり、「地元と令和 12 年度までは合意をいただいている。その中で、地元には基幹改良工事实施のかいりょう（後ほど、訂正あり）はもらっている。今後の延長等を含めて協議していく予定」と、答弁がありました。

2 点目は、小豆地区粗大ごみ及び不燃ごみ破碎選別処理施設の建設スケジュールについて報告がありました。

小豆広域の事業で、令和 4 年度から 6 年度にかけて可燃処理施設の隣に山を切り崩して敷地の造成工事を行っている。5 年度は、建設工事（性能発注）の入札、6 年度以降で建設工事を 2 カ年かけて行う予定で、監理業務も時期をずらして 6 年度から行う予定との報告がありました。

その他では、教育民生常任委員会で希望があれば、委員会視察を実施することが決まりました。また、教育民生常任委員会では、「開かれた議会」を実践す

るために、常任委員会の傍聴を積極的に推進していきたいと委員長から提案がありました。

議会事務局より、常任委員会の傍聴について、次のような説明がありました。

会議公開の原則は、委員会にも適用されるかという質疑応答がございまして、地方自治法第 115 条で、議会の会議は、これを公開すると規定されている。会議公開の原則は、本会議を指しており、委員会においては法に規定がないので適用されないが、委員会は本会議における実質的審査を行うものであり、議会制度の趣旨にかんがみ、委員長の許可を得た者が傍聴できる取り扱いとされている、という行政実例があります。これをもとに土庄町議会委員会条例では、委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができるとされています。

この説明を受けて、教育民生常任委員会では、住民が委員会を傍聴できる環境整備のための議論が行われました。その第 1 案としては、委員会室にカメラを設置し、モニターを通して住民が傍聴できるようにする。第 2 案は、本会議場を使って常任委員会を開く。

まず、第 1 案で実施できないか、技術面や予算面の協議を委員長、副委員長、議会事務局で協議し、その後、再度、常任委員会を開いて検討することになりました。

以上で、教育民生常任委員会からの報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

失礼いたしました。7 ページのですね、住民環境課の基幹改良工事の部分で、地元には基幹改良工事实施のかいりょうはもらっていると発言しましたけども、了解の間違いです。以上です。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、

これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第１号～同意第１号）

○議長（濱野良一君）

日程第４、議案第１号 令和５年度土庄町一般会計補正予算（第３号）の件から、日程第１２、同意第１号 土庄町大鐔財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の１ページをお願いします。

議案第１号 令和５年度土庄町一般会計補正予算（第３号）でございます。

第１条 歳入歳出の予算補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。歳出といたしまして、１６ページ、１７ページをお開きください。

１款 議会費、１項 議会費、１目 議会費の議会運営費３万６千円は、４月実施の土庄町議会議員選挙にて当選された新人議員に係る消耗品費および印刷製本費を計上しております。

２款 総務費、１項 総務管理費、６目 財産管理費の旧土庄高校跡地整備事業２１万４千円は、今年度実施する造成工事について、支障となる電柱の移転に係る補償費を工事費と組み替えるものです。

次に、７目 企画費の離島振興事業、▲６２３万９千円です。豊島航路に係る離島航路運営費補助金について、国庫補助の追加交付があったことにより不用額を減額いたします。

9 目 自治振興費の自治振興助成事業の 263 万 4 千円は、コミュニティ助成事業として、馬越自治会が実施する太鼓台の飾りの新調などに 250 万円を助成します。財源として、宝くじを原資とした自治総合センターコミュニティ助成金を全額充当します。また、笠滝自治会が実施する自治会放送設備の改修に対して、総事業費の 3 分の 1 を助成します。こちらにつきましては、町単独事業です。

続いて、17 目 臨時特例給付金事業費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 1520 万 1 千円は、昨年度実施した事業の事業費の確定により不用となった国庫補助金を返還するものです。

18 目 価格高騰緊急支援給付金事業費の価格高騰緊急支援給付金給付事業 2620 万円は、こちら先ほどと同じく、昨年度実施しました事業の事業費の確定により不用となった国庫補助金を返還するものです。

同じく 18 目 価格高騰応援商品券支給事業 4160 万 4 千円は、原油や物価高騰の影響を緩和するとともに地域経済の活性化を図るため、住民基本台帳に登録されている全住民を対象に、1 人当たり 3 千円の商品券を配布するものです。これは、臨交金事業となります。

18 ページ、19 ページをお願いします。

2 項 徴税費、2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費 112 万 5 千円は、税務課職員 1 名の休職による欠員補充のため、会計年度任用職員 1 名に係る人件費を計上しております。

続いて、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の価格高騰重点支援給付金事業 7499 万 4 千円です。

物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、給付金を給付します。対象世帯は大きく 3 つに分かれておりまして、支援額が異なります。6 月 1 日現在で、住民税非課税世帯および家計急変世帯に対しては 3 万円、それぞれの被扶養者世帯に対して 1 万 5 千円を給付します。これも臨交金事業となっております。

続いて、20 ページ、21 ページをお願いします。

同じく 1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費の価格高騰対策補助事業 20 万円です。これも臨交金事業です。生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組む団体を支援するため、1 団体当たり 10 万円の運営費補助を計上しております。

次に、3 款 1 項 7 目 国民健康保険事業 1124 万 3 千円です。一部、臨交金事業となっております。詳細につきましては、特別会計のほうで説明いたします。

2 項 児童福祉費、8 目 少子化対策費の基金積立費 1191 万円です。県費を原資としておりまして、第 3 期健やか子ども基金に積み立てるものです。

9 目 こども園費の公立認定こども園維持管理費 40 万 6 千円です。現在、男女兼用となっている北浦こども園の職員用トイレを改修するものです。

続いてその下、4 款 衛生費、1 項 保健衛生費、2 目 予防費の母子保健事業 14 万 3 千円です。出産後の産婦をサポートするため、産後ケア事業を利用する際の交通費の一部を助成いたします。県費が 2 分の 1 交付されます。

同じく 2 目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業 10 万 9 千円です。コロナウイルスワクチンの接種被害を調査するため、条例に基づき設置する調査委員会に係る経費を計上しております。

22 ページ、23 ページをお願いします。

一番上の 4 目 診療所費の豊島歯科診療所維持管理費 13 万円です。豊島では歯科診療所がないことから、香川県歯科医師会に委託しておりますが、3 月下旬に、当医師会より老朽化した施設の修繕要望があったことから予算計上するものです。

続いて、6 款 農林水産業費、1 項 農業費、3 目 農業振興費のグリーンツーリズム推進事業 9 万円は、豊島で民泊を運営している方を中心とした農泊推進協議会が実施主体となり、宿泊者の漁業体験のための地引網に係る備品を整備するための補助です。これは、県 2 分の 1、町 4 分の 1、事業者 4 分の 1 の負担となっております。

続いて、3 項 水産業費、1 目 水産業振興費の水産振興事業 1260 万円です。これも臨交金事業です。電気料金の高騰が続く中、漁業組合が管理している漁港内の照明灯に係る電気料金の負担を軽減するため、照明の LED 化に対して補助します。補助内容は、蛍光灯 1 基につき 4 万円、水銀ランプ 1 基につき 25 万円を上限としております。

続いて、7 款 商工費、1 項 商工費、2 目 商工業振興費の商工業振興事務費 159 万 2 千円は、マイナポイントに係る事務処理のために配置しております会計年度任用職員に係る人件費を計上しております。また、ポイント申請期限が 9 月末まで延長されたことを受け、週 3 日程度勤務する会計年度任用職員 1 名分を追加計上しております。全額、国庫補助金が交付される見込みです。

24 ページ、25 ページをお願いします。

同じく 2 目 物価高騰等対策支援事業▲2277 万 7 千円です。当初予算において、前年度からの継続部分を予算化しておりましたが、5 月末で申請期限を迎えたことから不要となった事業費を減額するものです。

3 目 観光費の観光事務費 46 万 5 千円です。神戸市、高松市、小豆 2 町の 4 団体にて締結した包括連携協定の一環として、神戸まつりと神戸みなとまつりに参加するための経費を計上しています。

同じく 3 目 観光費の観光団体・イベント助成事業 75 万円です。こちらも神

戸市等との連携事業であり、神戸市が主導し、外国人旅行客を誘致するためのファムツアーを実施するための経費を計上しています。

続いて、8 款 土木費、2 項 道路橋りょう費、1 目 道路維持費の沖之島渡船運航費 20 万 6 千円です。渡船の定期検査でエンジンに不具合が見つかったことから修繕費を計上しています。特別交付税が 60%措置される見込みです。

次に、2 目 道路新設改良費の町道新設改良事業 3688 万円です。これも臨交金事業です。電気料金の高騰が続く中、自治会が管理する防犯灯に係る電気料金の負担を軽減するため、照明の LED 化に対する補助です。補助内容は、防犯灯 1 基につき 4 万円を上限としております。

次に、26 ページ、27 ページをお願いします。

同じく 2 目 道路新設改良事業の社会資本交付金事業 1503 万 8 千円は、沖之島離島架橋事業に係る鉄管矢板の撤去作業に伴う費用を計上しております。

次に、3 項 河川費、1 目 河川総務費の河川等維持管理費 82 万 5 千円です。平木地区の急傾斜に係るもので、雨水の流入によって内部が空洞化しており、コンクリート舗装が沈下してきております。早急に安全を確保するため修繕費を計上しております。

9 款 消防費、1 項 消防費、2 目 非常備消防費の消防団運営事業 14 万 9 千円です。鹿島自治会より班屯所のモーターサイレンが故障しているとの報告を受けたため更新整備します。

10 款 教育費、1 項 教育総務費、2 目 事務局費の奨学資金貸付事業 540 万円です。当初、12 件の奨学金新規貸付分を見込んでいましたが、21 件の申し込みがあり、9 件不足することとなったため予算計上するものです。

28 ページ、29 ページをお願いします。

2 項 小学校費、1 目 学校管理費の小学校運営事業 60 万 8 千円です。土庄小学校、豊島小学校の学習支援員について、県費の内示があったため財源更正を行うものです。

次に、3 項 中学校費、1 目 学校管理費の中学校運営事業 38 万 2 千円です。理科の授業で使用する実験教材の購入に係る県費の内示が出たため、予算計上をするものです。

続いて、4 項 社会教育費、2 目 公民館費の公民館運営事業 392 万円です。生涯学習課において、正規職員が本庁業務と地区公民館業務を兼務していますが、本庁での業務量の増加、また人員の不足などにより負担が大きくなっていることから兼務を解き、会計年度任用職員 2 名を配置する費用です。

続いて、11 款 災害復旧費、1 項 農林水産業施設災害復旧費、3 目 漁港災害復旧費の漁港災害復旧事業 58 万 8 千円です。これは、5 月 6 日、5 月 7 日の大雨により、見目漁港と田井漁港に堆積した漂着物を撤去するための費用です。

1 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 2 億 3580 万 4 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 95 億 4731 万 5 千円となります。

次に、35 ページをお願いします。

議案第 2 号 令和 5 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、でございます。

第 1 条 歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明いたします。歳出としまして、44 ページ、45 ページをお願いします。

2 款 保健給付費、6 項 傷病手当金、1 目 傷病手当金 18 万 9 千円ですが、国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルスに感染または発熱等により同感染症が疑われる被用者に対し、収入がなくなることにより生活が困窮することを防ぐための手当金を計上しています。財源として、歳入の県支出金である特別調整交付金が全額交付されます。

次に、5 款 保健事業費、3 項 特別総合保険事業費、1 目 保険運営事業費の特別総合保健施設運営事業 1340 万 9 千円ですが、これは、やすらぎプラザの運営に係る経費です。1 つ目として、エレベーター設備の修繕および多目的トイレの取替修繕のための経費で、需用費として計上しております。また、2 つ目として、施設の照明器具の LED 化に係る経費で、工事請負費として計上しています。これは、臨交金事業です。財源内訳のその他に 1124 万 3 千円ありますが、これは一般会計からの繰り出し金となります。

35 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1359 万 8 千円の増額となり、補正前の予算額と合計しますと 17 億 5360 万 3 千円となります。

補正予算関係の説明は以上でございます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

続いて、議案書の 46 ページをご覧ください。

議案第 3 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更とすることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条 第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、議案書の 47 ページから 54 ページのとおり、令和 4 年 6 月定例会でご議決をいただいた、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間計画を変更する

ものです。7 辺地すべてに、「大鐸こども園建設事業」および「高規格救急自動車購入事業」を追加するものでございます。

続いて、議案書の 55 ページ、56 ページをお開きください。

議案第 4 号 土庄町第 3 期健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例でございます。

令和 5 年度に香川県から交付される、第 3 期かがわ健やか子ども基金補助金の対象となる事業の円滑な実施に資するため、本条例を制定しようとするものでございます。併せて、土庄町新・健やか子ども基金の設置、管理及び処分に関する条例を附則で廃止いたします。

続いて、議案書の 57 ページから 70 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例および土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。具体的には、条ずれの改正および所管大臣の変更でございます。

議案書の 71 ページ、72 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。香川県の子ども医療費助成事業県費補助金交付要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続いて、議案書の 73 ページ、74 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらは、議案第 6 号の土庄町子どもに対する医療費助成条例の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案書の 75 ページ、76 ページをご覧ください。

議案第 8 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらと同じく議案第 6 号の土庄町子どもに対する医療費助成条例の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書の 77 ページをご覧ください。

同意第 1 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてです。

令和 5 年 8 月 9 日をもって、土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の任期

が満了するので、後任を選任いたしたく、土庄町大鐸財産区管理条例第 4 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

管理会委員の氏名は記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで、暫時休憩いたします。再開は、10 時 50 分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 37 分

再 開 午前 10 時 50 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

先ほど説明のありました議案第 1 号から同意第 1 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 8 号は、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

質問の内容が、総務建設常任委員会の内容になりまして、私が教育民生常任委員会に所属しておりますので、委員会で質問ができませんので、この場をお借りして質問したいと思います。

17 ページの価格高騰応援商品券支給事業についての質疑になります。

まず、質問に入る前に、この制度に対して私が懸念している点を端的に申し上げます。この制度の財源である国の給付金は、電気・ガス・食料品等の物価高騰による住民の経済的負担の軽減を目的として支援を行うと、交付金の目的を明確にしています。その目的の達成が、制度設計上の大前提になります。普通に考えれば、町民 1 人当たり 3 千円を現金で振り込み、支給すれば、この目的を達成することができます。ところが、土庄町はこれに加えて、地域振興の役割も持たせたいと考えているようです。気持ちは分からないでもありませんが、制度のスキームが複雑になればなるほど問題も発生しやすくなることは、これまでの土庄町が幾度となく、地域振興券を実施してきた経過からも明らかです。仮に、後者が前者の目的達成の障害になったり、町単独のコストが必要以上にかかったりすれば、本末転倒になります。盗難の危険性も懸念しています。具体的に問います。

現金給付と商品券の給付の場合で、以下の点について比較すると、どうなるか答弁を求めます。

まず、消費者と事業者等の関係においての質問です。

1 つは、お釣りは返金されない場合、誰のものになるのか。誰の収入になるのか。それが 1 つです。それと、現金のように上乗せをして支払いすることができるのかどうか。次に、電気・ガス・水道、医療関係など、またガソリンもそうですね、ライフライン全てにこの商品券が使えるのかどうかという点です。

それと、制度設計上の問題として、現金給付の場合と商品券の場合に係る町負担の比較について答弁を求めたいと思います。現金給付、商品券、それぞれについて住民のリスト作成、それから商工会への事業委託料、住民への給付手数料、これらの合計が比較するとどうなるのか。そして、ゆうパックの場合、

郵便局職員が直接、住民に手渡しするのかどうか。これ、盗難の恐れの部分ですけれども、について答弁を求めたいと思います。一覧表を課長にお渡ししますんで、今、それ使ってお答え願えたらと思いますんで、どうぞよろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

それでは、福本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「お釣りが返金されない場合、誰のものになるのか」ということで、委員会でご説明したときには、一応 1 千円券をとということになっておりましたので、お釣りは返らないことになりますが、要綱上、お釣り自身は返金はされませんが、取り引きの対価を超えた物、すなわち 1 千円の商品券出して、800 円の物を購入した場合、その差額の 200 円分のことをご懸念であると思いますが、その 200 円分につきましては、取扱店舗には支給されません。取り引きの対価を超えた物は支払わないというかたちのスキームにしております。したがって、お釣り部分については、商品券の支給を受けたご本人様が権利を放棄するのみで、取扱店舗に支払われるものではございません。

現金のように、上乗せ支払いは可能かということでございますが、それは、1200 円の物をお買いになるときは、1 千円に 200 円の現金を追加してお支払いいただければと思います。したがって、1 千円以上の支払いにご利用いただくようにしていただければと思います。

続きまして、電気・ガス・水道、医療等のライフラインには使えるのかというご質問でございますが、この事業の財源としております電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の目的は、原油価格の上昇に伴う物価高騰対策に主眼を置いているものでございます。この商品券では電気代はですね、あいにく土庄町は中国電力の傘下でございますので、電気代および水道代の支払いはできませんが、ガス代、灯油代、福本議員がおっしゃったようにガソリン代の支払いはできるものと考えております。また、医療関係につきましては、病院は公的機関も多ございますので、病院の診療費には支払いはできませんが、薬局での使用は可能としております。

続いて、現金給付と商品券の場合の経費の比較でございます。

住民リストの作成等々でございますが、住民リストの作成で前回の、令和 4 年度価格高騰緊急支援給付金は、非課税世帯が対象でございましたが、世帯数をですね、今回対象としております全世帯に割り戻して計算をしたものでございますが、住民リストの作成につきまして、まず電算システムの改修につきましては、約 300 万円弱の費用がかかっておりました。しかし、今回の商品券の

発送につきましては、今、持っております電算の既存機能を利用いたしますので、住民リストの作成に対しては費用はかかりません。一方で、商工会の委託料といたしまして、200 万円なにがしの費用を想定しております。

続いて、給付の手数料でございますが、現金給付の場合は、まずこちらから確認書をお送りする。それから、確認書を確認していただいて、この口座に振り込むので、可能ですということで、住民の方から確認書の返信をいただく。最後に、この 3 千円のお金をいついつこの口座にお振り込みさせていただきましたという決定通知書を送らせていただくようになりました。その際、確認書とかの郵送料につきまして 150 万円弱の経費が前回はおかかっております。それに併せて、振込手数料が 110 円で、想定される世帯が現在 6560 世帯の 98%を想定しまして、約 70 万円強、合計で 220 万円程度がかかるものと考えております。

ゆうパックは、1 件当たり 390 円でございます。それに比較して、お送りする世帯数が 6560 世帯ということで、約 260 万円ぐらいのゆうパックの経費がかかるものというものです。

あと、必要な経費といたしましては、口座の登録であったりの人件費および郵送料の封筒であったり印刷製本費等をトータルいたしますと、現金給付ですと 700 万円強を超えるようになります。商品券ですと、600 万円半ば、700 万円弱となりますので、若干、商品券事業のほうが経費としては、軽減されるものと考えております。

続いて、最後のゆうパックの場合の郵便局職員が、直接住民に手渡しするのか、ポストインするのかというご質問でございますが、これにつきましては、手渡しとしております。390 円の経費がかかりますので、そこについては、福本議員がご懸念のとおり盗難の危険もございますので、手渡しをお願いしたいと思います。なお、配達できない場合は、不在票を留置し、保管期間を終了後、依頼者である町のほうに確認をいただくようになっております。2 回の方法までは 1 回の料金で配達する。その後は、町に確認し、町のほうに返していただいた場合は、町のほうは住民の方から問い合わせをいただいて個別に対応する。もしくは、現在の住所等を何らかのかたちで調査させていただいて、ご本人のお手元にお届けするというふうなかたちを想定しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

すいません、あの、対比のところで早口やったんで、メモが取れなかったんですけど、対比のところをもう 1 回お願いしたいのと、金額の対比ですね。そ

れと、議案書の 16 ページにある一般財源 1620 万円という金額が一体何なのかと、次のページの 19 ページに出てくる委託料 3694 万 6 千円という金額があるんですけども、これが商工会に委託する金額になるんかどうか、そういう理解でええのかどうか、ということなんですけど、ちょっとそこを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

まず、先ほどの比較の部分ですが、住民リストの作成のところで、現金給付の場合は 290 万円、商品券の場合は 0 円でございます。

商工会への委託料については、現金給付の場合は 0 円、商品券の場合は 220 万円。

給付手数料ですが、現金給付の場合は 220 万円、ゆうパックの場合は 260 万円。

その他、あと人件費、リストの中にはございませんが、必要経費といたしまして、人件費と印刷製本費を合わせたものが、現金給付の場合は 290 万円、商品券の場合は 160 万円ぐらいと試算をさせていただいております。合計で、これは前回のですね、価格高騰緊急支援給付金および特別定額給付金 10 万円を給付したものを参考にして試算をしておるものでございますので、それから若干上下があるということで、現金給付の場合は 700 万円余り、商品券の場合は 640 万円近くということで、70 万円から 100 万円の差額は、商品券のほうが少なくとも安価に対応できようかということでご説明させていただきました。

あと、予算書の 2600 万円なにがしでございますが、昨年度の価格高騰緊急支援交付金の返還金部分が一般財源となっております。昨年度、交付金としていただいたものを一般財源化したものを今年度、返還金として返しますので、今回の価格高騰応援商品券支給事業につきましては、事務費も含めまして全て臨交金のほうでまかなうこととなっております。

それと、予算書上の商工会への 3000 万円余りという予算でございますが、実際の商品券の換金の商品券の金額も含まれておりますので、実際の商工会の事務費のみではないというふうにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

ほかにございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 1 号までの全議案につい

での質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 8 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 8 号の各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 8 号の各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

採決（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 12、同意第 1 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任については討論を省略いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 13、発議第 1 号 学校給食費の無償化を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

11 番 福本達雄君。

○11 番（福本達雄君）

配付しております意見書を読み上げまして、趣旨説明にかえさせていただきます。

わが国において喫緊の課題となっている少子化を打開していくため、子育て世代の負担軽減、子どもを産み育てやすい社会づくり、子どもの健全育成など、さまざまな観点から少子化対策の推進が検討されている。そうした中、学校給食無償化の議論が全国的に広がっている。

学校給食は、学校給食法第 1 条において、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすもの」とされ、その経費負担については同法施行令第 2 条により、「学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費及び施設・設備の修繕費は義務教育諸学校の設置者の負担とし、その他は保護者の負担とする」旨が定められている。

一方、学校給食に係る保護者負担は、年額 5 万円から 6 万円と、保護者が学校に納める諸費の中では最も高額であることから、子育て世代の負担軽減を図る観点からは効果が大きいものと思われる。また、昨今の物価高騰の折、国からの臨時交付金を財源とするなどしながら、独自に給食費の無償化を実施あるいは予定している自治体もある。

しかしながら、本来、義務教育は、国の責任において、どこに居住していても同じレベルの教育が、同じ程度の負担で受けられるよう図られるべきであると考え。加えて、給食費の無償化は、将来に亘って継続的に実施してこそ少子化対策につながっていくものである。

少子化は、国を挙げて取り組むべき課題であり、少子化対策として給食費の無償化を実現するに際しては、いたずらに自治体の財政力等による不均衡が生じることがあってはならず、地域間で格差が生まれることのないよう、国の責任において、すべての自治体が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上で趣旨説明といたします。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 学校給食費の無償化を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 14、発議第 2 号 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、健康保険証の存続を求める意見書については、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

では、趣旨説明をさせていただきます。

「健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、健康保険証を存続させることを求める意見書」

政府は、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、2024 年秋に健康保険証の廃止を目指しています。

セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用することは否定しません。しかし、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの取得を事実上義務付ける政府方針には、疑問や問題点が山積しています。

政府は、本方針のメリットとして、「健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となる」と説明していますが、医療機関で受けた診療行為や処方された薬剤等の履歴が全て分かったとしても、それだけで「よりよい医療」が受けられるわけではありません。

そもそも医療機関の受診等に関する情報は患者自身のものであり、患者自身が有している自らの情報を取り扱う権利を最大限に尊重しなければなりません。政府は、医療機関に自らの情報を提供するかどうか、医療機関の受診時などにおいてその都度、同意するか否かの選択を求めることとし、情報提供の選択権は患者にあると強調しています。しかし、情報を提供することによるメリットとデメリットが判然としない中では、患者は情報を取り扱う権利を適切に行使できません。

また、従来の健康保険証の存続を望む人もいる中で、政府は健康保険証を廃止する理由を明確に説明できていません。健康保険証を廃止する真の目的が、マイナンバーカードの普及にあることは明らかです。

現行法においてマイナンバーカードの取得は申請主義であり、義務ではありません。しかし、本方針が実現すれば、マイナンバーカードの取得を事実上義務化することになり、法律と実態に齟齬をきたすことになります。デジタル社会の形成にとって、カードはあくまでも「手段」であり「目的」ではありません。

よって、政府に対し、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、健康保険証を存続させることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第２号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第２号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第２号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第２号）

○議長（濱野良一君）

発議第２号 健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、健康保険証の存続を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

３番 宮原隆昌君。

○３番（宮原隆昌君）

反対の立場から討論いたします。

マイナンバーカードをめぐるさまざまなトラブルが起こっているのは事実であり、政府が自治体などに普及を急がせたことが大きな要因と考えられております。

政府は、情報総点検本部を設置して関連データ、システムを秋までに総点検するとしており、岸田首相も「全面廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提」との発言がございました。全てのトラブルを解消し、安全に運用できるまで徹底した対策を講じることはもとより、国民の不安に対して真摯な対応と丁寧な説明が必要だと考えております。

しかしながら、今後、行政のデジタル化が進むことは避けられない状況の中で、情報を一括管理することにより、今まで手間のかかっていた手続きの簡素化と利便性の向上、重複するシステムなどの経費を削減できるメリットがあると考えており、健康保険証とマイナンバーカードを一体化する政府方針を撤回

し、健康保険証の存続を求めるまでは考えておりません。以上のことから反対の討論といたします。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

さまざまな意見があることは承知をしております。

個人的に申し上げますと、マイナンバーカードは作っています。その前提でお話します。

6 月 19 日の四国新聞には、マイナ保険証 72%の世論調査反対です。このことは非常に大きいです。議員だけが先走ってですね、自分の思いで議会でしゃべるのか、それとも、この四国新聞の 72%の反対という世論をきちっととらまえるのか、これで議会の態度が変わります。そういう意味では、いろいろ紆余曲折がこれからあらうと思いますが、今のところ、反対という態度でございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

私も賛成討論なんですけど、先に反対討論の方がおられるんだったら優先していただきたらと思うんですが、構いませんか。

○議長（濱野良一君）

どうぞ。

○9 番（福本耕太君）

健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化する政府方針を撤回し、健康保険証の存続を求める意見書案に賛成する討論を行います。日本共産党は、本意見書に賛成をいたします。賛成討論を行います。

マイナンバーとマイナンバーカードをめぐるトラブルは、連日のように起きています。

マイナンバーカードと保険証の紐付け、一体化の中止は当然だが、もとより、マイナンバー制度の運用を今すぐ一旦停止して、全面的な総点検を行うべきだと日本共産党は考えます。

健康保険証との紐づけ、マイナンバーカードによる受診は、命に関わる欠陥が次々と起きています。ところが、その責任者である岸田文雄首相と河野太郎デジタル相は、今、起きているトラブルの深刻さを全く理解していません。

まず、続出しているマイナンバーカードによる受診でのトラブルについて述べます。夫婦の保険情報が逆さまになっていた。患者さんの全く見覚えのない住所が登録されていたなど、マイナンバーカードによる受診のトラブルを調査した兵庫県保険医協会のアンケートでは、他者への紐付けが 6 件報告されています。ほかにも、保険者情報が正しく反映されていなかったと報告された件数は 223 件に上り、その内容も保険証の変更など、何もないのに半年ほど無保険の扱いになっている人がいるなど、深刻な状況が起きています。

全国では 2023 年 6 月 19 日までに、別人の保険情報が誤って登録された件数は 7313 件、マイナンバーカードで受診したら、保険資格情報の確認が取れず、医療費を 10 割負担することになった件数が 533 件にも上りました。医療に関わる情報は、命と健康に関わるセンシティブなものであり、絶対に起きてはならないトラブルですが、それが毎日のように起きているのが実態です。

次に、今後も誤登録が繰り返し起きる危険性について、その理由も併せて述べます。

河野太郎デジタル相は、2023 年 6 月 12 日の参議院決算委員会の中で、マイナンバーや、マイナンバーの仕組みに起因するトラブルは一つもないと言い切り、今月 6 月から保険情報の登録にマイナンバーの記載も義務付けられたことから、これから新しい誤登録が起きないと明言しました。ところが、その舌の根も乾かぬ 6 月 20 日に、静岡県で障害者情報が他人のマイナンバーカードに紐付けされたケースが数十件確認されたと、加藤厚労相が記者会見で明らかにしました。

政府はデジタル庁と厚労省、総務省の三省による総点検本部を立ち上げると言っていますが、誤登録が起きる本質を全く理解していない人たちに誤登録をなくすことができるでしょうか。誤登録がなぜ起きるのか、その原因の一つに、健康保険証の医療資格が就職や退職などで頻繁に変わるという点があります。保険証の医療資格が変わるたびに、新たな資格情報とマイナンバーを紐付けするのだから、自治体の担当職員の仕事は膨大な量に膨れ上がり、誤登録ゼロどころか、誤登録が量産される危険性が高まります。

政府や自民、公明、維新、国民民主党の議員は、これまでずっとマイナンバーカードの拡大で行政運営が効率化すると主張してきましたが、現実に関起きていることはその真逆で、行政運営が異常なほど煩雑になっているのが実態です。

加藤厚労相は、トラブルは紐付けにあたっての手順が撤回（徹底）されてい

なかったと言って、マイナンバーのシステムの欠陥を認めず、人為的ミスとして自治体に責任を転嫁する態度を取り続けていますが、このままでは自治体への苦情が殺到し、職員からは悲鳴が上がり、死人が出るほど事務量が増える未来が現実になってしまいます。

現在は、紙の保険証があり、資格を確認できたケースがあるものの、来年秋に紙の保険証が廃止されれば、必ず大混乱が起きることになります。職員を過労死させるわけにはいきません。今こそ、地方議会の責任を果たすときです。紙の保険証が 1 枚あれば、全国いつでもどこでも保険診療が受けられる日本のシステムは世界に誇るものです。紙の保険証を廃止するメリットはどこにもありません。

次に、紙の保険証とマイナンバー保険証との比較で、マイナンバーの問題点について指摘します。

この間の、この一連の誤登録は、紙の保険証では起こりえないトラブルであり、マイナンバー保険証だから起きているシステム上の欠陥トラブルです。紙の保険証は国保の場合、自宅に郵送されます。健康保険では職場を介して本人の手元に届きます。その際、名前などに間違いがないか、本人が確認できます。ところが、マイナンバー保険証は保険組合などの医療保険者で作業しています。マイナンバーの 12 桁の数字は属性や規則性がありません。数字の羅列と特定の個人資格情報を間違いなく結びつけることは至難のわざです。さらに、マイナンバーを機械にかざしたときに、やっと本人確認ができるという点も事態を深刻にしています。資格情報が間違っただけで登録された結果、別人と取り違えて診察されるなど、命に関わる重大事件に繋がることも懸念されています。これはもはや、加藤大臣が言うように、人為的ミスではなくてシステム上の欠陥です。こんな重大な欠陥をマイナンバーカードは有していますが、これまでの紙の保険証ならこんなことは絶対に起きません。

次に、トラブルの連鎖でどんどん不便になっていくマイナンバーカードの問題点を指摘します。

誤登録によるトラブルは、マイナンバーカードを持とうが持つまいが、巻き込まれてしまうのがマイナンバー制度の危うさです。国民すべてに、12 桁の番号をつけたマイナンバーを使って、政府は 2017 年から情報連携をしています。税務署や医療保険者が持つ所得や年金雇用保険、医療保険などにマイナンバーを紐付けて、必要なときに名寄せできるのが、マイナンバーのシステムです。この間、誤登録から明らかになった医療保険や年金は、マイナンバーが始まる前からそれぞれの年金番号の分野別番号が機能していました。分野別にすることで、紛失や漏えいがあった場合に番号を変えることで被害を最小限化することができました。ところが、マイナンバーは原則、生涯不変の番号です。だか

からこそ、その人のさまざまな情報を紐付け、名寄せすることができるのですが、一方で、番号の変更は盗難等で不正利用の恐れがある場合に限られます。つまり、誤登録が起きても簡単に紐を切ることができず、ますますもつれた連鎖が起きます。従来の分野別番号が機能していたのに、あえてマイナンバーを紐付けしたことで、不便になるという笑えない事態が起きています。

最後に、今起きているトラブルがマイナンバーカードと保険証を一体化し、運用するにあたっての大前提になっている部分で起きている欠陥であることについて述べます。

政府はこれまで、マイナンバーカードの保険証利用を説明した文章で、マイナンバーを用いないマイナンバーカード内の電子証明を用いると説明してきました。

マイナンバーカードでの受診には、カードに内蔵された電子証明書の発行番号シリアルナンバーが本人確認のために用いられます。マイナンバーカードで受診するまでの手続きをまず、①健康保険組合などの保健、医療保険者が加入者の資格、被保険番号とマイナンバーを紐付けする。

そして、②マイナンバーカード発行の際、カードの発行番号にマイナンバーを紐付けする。

そして、③マイナンバーカードを保険証機能として登録すると、マイナンバーを介して、発行番号と資格者情報が紐付けされる仕組みになっています。

今回のトラブルは、①の段階でミスが起きており、政府がマイナンバーカードの受診を大前提とする段階で、重大な欠陥が生じたことを示しています。そのため、別人にマイナンバーカードが誤登録されていたトラブルも起きています。そのため、別人にマイナポイントが誤登録されていたトラブルも起きています。これは、別人の発行番号に紐付けされたことによるトラブルです。つまり、マイナンバーは、健康保険証への紐付け以前に、マイナンバーカードが作成される段階で、すでに欠陥が起きているということです。欠陥カードシステムが多方面に紐付けされるとどうなるか。トラブルが多方面に広がります。

共同通信の世論調査では、保険証廃止の延期・撤回を求める声が 72%に、毎日でも 52%に、産経や読売でも社説で立ちどまるようにと求めています。保険証の廃止は、中止、撤回しかありません。以上で、賛成討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

大野議員に確認をいたします。

先ほどの、多分、賛成討論だったと思うんですけども、最後に反対いたしますというふうな発言がございましたので、そのあたりの確認ですけども、賛成討論ということでよろしいでしょうか。

○7 番（大野一行君）

はい。

○議長（濱野良一君）

分かりました。

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

これ、非常に大きな問題でございます。

私自身もちょっと判断しかねている部分があるんで、棄権ということによろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

はい。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 15、発議第 3 号 前町長による不正・背信行為等を調査する特別委員会の設置については、議員提案であります。提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

前町長による不正背信行為等を調査する特別委員会の設置について提案理由および提案目的を発言します。

特別委員会の設置の提案理由、三枝邦彦前町長は町長時代および議員、議長時代に職権、役職の権力を乱用して、後に具体的に説明しますが、度重なる不正、違法行為を繰り返してきた経緯があります。さらに、自己破産した後も、落選するまで町長職を継続した点については、批判と道義的責任を追及する町民の声が、今なお置き去りにされたままになっています。

提案者である私は、一連の三枝邦彦氏の不正背信行為を権力の乱用による町政の私物化であると定義づけており、この町政の私物化により、わが町の真っ当な行政が大きく歪められ、わが町の行政に対する信頼が深く傷つけられたと考えています。町長による行政の私物化は、執行部内部で起きているため、当然ながら執行部が自ら調査し、再発防止策を打ち立てることは極めて困難です。議会にはこうした事件が発生した際に、チェック機能を働かせ、町政の健全化を図るために、調査権と議案提案権が与えられています。

私は、複数にわたる不正違法背信行為を議員が独自に調査し、再発防止策を打ち立てるために、地方自治法 98 条に基づく調査特別委員会の設置を提案いたします。

特別委員会の設置の目的、町長や議員は特別職であれども、法律上その身分は地方公務員に位置付けられています。公務員は、憲法を遵守し、擁護する義務を負っており、また憲法に基づく法律の遵守義務と法人としての自覚、全体の奉仕者としての自覚を持たなければなりません。ところが、三枝邦彦氏は、これに反する事件を幾つも起こしています。

はじめに、明確に申し上げます。私が提案している本案調査特別委員会の設置は、沖之島架橋工事をめぐる官製談合だけを審査の対象にしているわけではありません。三枝邦彦前町長の起こした事件および議会で、わが町の町政および議会において、不正、違法、町民への背信行為だと考えられる全てを調査対象にしています。特別委員会が調査すべきと決定した内容は、すべて調査の内容になります。そこで、私が具体的に幾つか調査と再発防止策を打ち立てる必要があると考えられる事件について、例を挙げて説明します。

1 つは、三枝邦彦氏が議員、議長時代に滞納していた、自らが経営するホテル等の固定資産税について差し押さえ等を受けることなく、町が、三枝氏の債権を時効消滅して欠損処理させた事件についての調査、これについては違法性、不正性が見受けられます。

1 つ、個人・法人の税情報を、三枝邦彦前町長が税務課の職員にプリントアウトさせ、庁舎外へ持ち出した事件。この持ち出しは、同時に記者クラブにこの情報が投げ込まれるという事件に発展してしまいました。

1 つ、自己破産申請を裁判所に提出している三枝前町長が、次期選挙に立候補するにあたり、その選挙資金の出所を問われた際、公開を拒否し、借金返済を

拒否しながら、自身の選挙のためには支払う軍資金を用意していた。こうした件については、町民に対する背信行為であると考えます。

1 つ、大山一郎香川県議が議長に就任した際、町長の交際費（公費）を、私的な議長就任祝賀会の参加費に支出していた事件。これは違法だと考えられます。

1 つ、秋祭りの際、町長名義で町長の交際費（公費）から各神社にお花を出していた。さらに、議員時代から太鼓台を出している各自治会に、三枝邦彦氏名義でお花を出していた。これは政教分離の原則および不正な公金の支出にあたる考えられます。

ここで挙げた事件は、ほんの一部ではありますが、明確に違法性が認められている事件も複数あります。にもかかわらず、三枝邦彦前町長は町長を罰する規定がないとの理由で無罪放免になってきました。

こうした事件が二度と起こらないようにするためには、誰が町長や議員になっても不正、違法行為が許されないようにするための仕組みが、土庄町に、議会によって打ち立てられる必要があります。そして、こうしてこそ、職員も不当な要求を受ける心配なく安心して働け、町民からの自治体に対する信頼回復への展望も開けると考えます。以上が提案理由です。提案者からの提案を説明を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 3 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 3 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 3 号 前町長による不正背信行為等を調査する特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

反対の立場から反対討論いたします。

今、議会として特別委員会を設置したとして、どういう方法で、どのような調査ができるのか考えますと、私としては設置は難しいと判断いたしますので、反対いたします。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

元町長のときは、在任中さまざまな不穏なうわさが町民の間でささやかれていました。そして、その延長線として、実際に談合問題で逮捕までされました。なので、さまざまな小さなうわさを一つ一つ取り上げて、この問題を、もう日が過ぎたからとか、終わったからとすることなく、スルーしたままでは、また繰り返される恐れがあります。誰がなっても、首長、議員、そういう姿勢をクリアにする人たちが、そういう職務を全うするためにも私はこの問題はスルーすべきではないと思い賛成します。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

私は、賛成の立場で発言させていただきます。よろしいですか。

もともと私、いち町民のときから、この三枝前町長の不正、税金を滞納したままというのを私の個人の名前入りで町民の皆さんに配ってまいりました。こういう不正義がまかり通ってはならない。これ誰が考えても、当たり前のことなんです。現在行政は、誠心誠意、再発防止のためのさまざまな施策を頑張っ
て出しています。われわれ議会は、もちろんいろんな意見がある中でも、きち
っと議会として、先ほど提案者が述べられました、あの流れを見ますと、行政
よりも、議会の責任が極めて大きい。このことを、一人一人の議員の皆さまは、

心に留めていただきたい。これを訴えたい。一人一人の良心、どこに行ったのか。私は、個人を責めてるんじゃないんです。やった行いです。議員をしながら、税金を払わないということ日本全国でも有り得ない、とっても恥ずかしいこと、われわれ議員も認識しなきゃならないんです。そういうことなんです。本当に良心に基づいて、駄目なものは駄目。審議会（特別委員会）で、せめて、はっきりしないと、全国の皆さまに笑い物になります。町民の皆さんにも、本当に議会の責任を果たしてきたのか、新しい議会も同じなのか、それぞれの良心、良心が問われます。以上で終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

私、この 6 月議会初めて参加させていただきまして、いきなり出てきたということで、非常に面食らってます。この問題に関しまして、以前からいろんなうわさがあるにしたって、今回出て、設置に関しましては、もう少し設置の前段階が必要だと思いますので、今回の設置に関しては反対させていただきます。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 3 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議案の上げ、趣旨説明（発議第 4 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 16、発議第 4 号 福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理について海洋への放出に反対する意見書については、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理について海洋への放出に反対する意見書の提案を行います。

意見書の趣旨、国及び東京電力ホールディングス株式会社は、東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」）において発生した汚染水等の処理について、海洋への放出ではなく他の方法を検討すべきであり、土庄町議会は、海洋放出することについて反対するもの、こうした意見書を提出したいと思います。

内容は、福島第一原発事故による放射性汚染水（ALPS 処理水）を国と東京電力が「春から夏にかけて」海洋放出しようとしている問題で、海洋放出は代替案の検討が十分に行われておらず、非現実的な廃炉方針を前提にしている点で、その必要性、安全性について大きな問題があります。汚染水を増やさないための抜本的な対策は未だに講じられておらず、かかる状況からすれば、漁業者等影響を受ける市民や関係者の多くが海洋放出に慎重な意見を述べているのは当然であり、このまま海洋放出すれば、これまで多大な被害を与えてきた原発事故被害者に対し、更なる被害を与えることは明瞭であります。何より、2015 年に「関係者の理解なしに処分を行わない」としてきた政府の約束を反故にすることは断じて許されません。

また、国内関係者だけでなく、世界各国からも海洋放出に対する批判が日本政府に寄せられています。国連人権理事会は海洋放出の停止を求める勧告も出している。外務省の今福孝男大臣官房参事官は、マーシャル諸島から太平洋の人々と生態系を守るため代替案を策定すること、サモアやバヌアツからは安全性について満足がいく科学的根拠を示すことなく処理水の放出を行わないよう勧告が出ていることを国会答弁で明らかにしました。

わが町、土庄町は周囲を海で囲まれた島しょ部のまちであり、福島をはじめ東北のまち同様に、海からの恩恵により人々の暮らしが支えられてきた歴史を持っており、この問題は対岸の火事ではありません。

国及び東京電力は、福島第一原発によって発生した汚染水等の処理について、海洋への放出ではなく他の方法を検討すべきであり海洋放出することに反対します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

○議長（濱野良一君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第４号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第４号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第４号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第４号）

○議長（濱野良一君）

発議第４号 福島第一原子力発電所事故により発生した汚染水等の処理について海洋への放出に反対する意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（濱野良一君）

10番 川本貴也君。

○10番（川本貴也君）

反対の立場から討論いたします。

福島第一原発のALPS（アルプス）処理水の海洋放出について懸念があることは理解しております。

しかしながら、日本政府は、国際的な安全基準に沿った安全かつ透明性の高い方法で、アルプス処理水を海洋放出するため、IAEA（国際原子力機関）に支援を要請し、アルプス処理水の海洋放出で人が受ける放射線の影響は、国際的な安全基準に基づき、日本が定める水準を大幅に下回ることが予想されるなどと指摘されています。

また、世界各国の原子力施設でも、トリチウムを含む水は発生しており、各施設は安全基準を守った上で処分されています。誠に、難しい判断とは認識しておりますが、大量の貯蔵タンクの対応も避けられないものがあります。処理水の放出については、安全基準が守られているかどうかを厳しくチェックすること、また、風評被害に国は責任を持つことは当然といたしまして、復興を着実に進めていくためにも、処理水を放出する必要性があるのではないかと考えております。

以上のことから、反対とさせていただきます。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

8 番 鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

賛成の立場からお話させていただきます。

先日も新聞報道で、クロソイだったでしょうか、魚の高濃度の汚染が確認されました。そして、漁協長が改めて大臣に海洋放出の反対を申し入れていました。これは、東北自体の人たちの話だけではなく、世界で、福島と原発問題のメッカとされて、今でもささやかれています。水は世界中に流れていきます。その原因となって、福島原発の処理水と称する汚染水を流すのは、日本の問題になると思います。だから、私もこの処理水は流すべきではないと思いますので、意見書に賛成いたします。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

4 番 森英樹君。

○4 番（森英樹君）

反対・賛成というよりも、こういった大きな問題をですね、町議会の意見書として出すのに私、疑問を感じております。

非常に、自分で考えてネットで調べたりした中国、韓国、フランス、それぞれ、日本の今から出すアルプス処理水よりも高濃度のを出してる。風評被害がある、福島のイメージ云々、もう当たり前の話なんですけども、ちょっと心が痛いような意見書でございまして、復興、今、川本議員がおっしゃられましたように、復興を優先する、環境を優先する、非常に大きな問題、こういった問題を町議会で意見書等出さないでいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

7 番 大野一行君。

○7 番（大野一行君）

賛成の立場で申し上げます。

それぞれ反対の方も、もっともな思いを持ちながら発言されておりますが、少なくとも、この処理水は、現場の地域の漁業者、生活者の賛成がなければ駄目だろうと、私はそこを考えています。

そして、今世界中の原発から、皆さんご存知のように処理水が出てます。これも科学的に根拠がないので、すいません、時間かかりますけど、本当にいろんな情報取っていただきたい。そういう意味では、この日本の福島の場合は、原発事故という処理水なんです。その違いがやはりあるんです。日頃の原発の水じゃないんだということを申し上げて、私の発言を終わります。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第４号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

請願（請願第１号）

○議長（濱野良一君）

日程第１７、請願第１号 選択的夫婦別姓制度の議論活性化に関する請願書を議題といたします。

請願第１号は、配布いたしております請願文書表のとおりであります。

土庄町議会会議規則第９１条により、教育民生常任委員会に付託いたします。

散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。なお本日、委員会１３時より、委員会室におきまして、総務建設常任委員会を開催いたします。

終了後、引き続き、教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお
願いいたします。

散 会 午前 11 時 50 分